

職員の兼業に関する細則を次のように定める。

平成29年6月30日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

## 職員の兼業に関する細則

(趣旨)

第1条 職員就業規則(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号)第6条第2項に基づき、職員の兼業に関する事項は、この細則に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この細則は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の常勤職員(以下「職員」という。)に適用する。

(兼業の許可)

第3条 この細則に基づく兼業の申請があった場合は、次に掲げる基本原則のいずれにも適合すると認めるときに許可することができるものとする。

- (1) 職務の公平かつ中立な執行の確保に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 機構において行う職務に支障がないこと。
- (3) 兼業による心身の疲労により、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (4) 兼業先と機構との間若しくは兼業先と職員との間に、特別な利害関係がなく、又はかかる利害関係が発生するおそれがないこと。
- (5) 機構の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと。

2 前項の許可は、理事長が行う。

(定義)

第4条 この細則において「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず継続的又は定期的  
に次に掲げる職を兼ねる場合をいう。

- (1) 職員が営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体(以下「営利企業」という。)の役員を兼ねること(以下「営利企業の役員兼業」という。)
- (2) 職員が営利企業その他の営利を目的とする事業の経営を自ら行うこと(他人名義であっても、本人が営利企業その他の営利を目的とする事業を経営していると客観的に判断される場合を含む。以下「自営の兼業」という。)
- (3) 前2号に定めるもののほか、職員がその職以外の職(生活に密着した市区町村の自治会等の役員などを行う場合は除く。)を兼ね、又はその職務以外の事業若しくは業務に従事すること(以下「営利企業の役員兼業及び自営の兼業以外の兼業」という。)

(営利企業の役員兼業)

第5条 営利企業の役員兼業は、原則として許可しない。ただし、監査役又は社外取締役を兼ねるなど特別な事情がある場合は、許可することができる。

2 職員は、前項の兼業を行おうとするときは、別に定める申請書及び兼業先からの依頼状その他理事長が必要と認める書類を提出し、予め許可を受けなければならない。

(自営の兼業)

第6条 職員が不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の兼業若しくは賃貸以外の自営の兼業を行おうとするときは、別に定める申請書を提出し、予め許可を受けなければならない。ただし、小規模なものについては、この限りでない。

(営利企業の役員兼業及び自営の兼業以外の兼業)

第7条 職員が営利企業の役員兼業及び自営の兼業以外の兼業を行おうとするときは、別に定める申請書及び兼業先からの依頼状その他理事長が必要と認める書類を提出し、予め許可を受けなければならない。

(短期間の兼業)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合（第3項に規定する場合を除く。）は、兼業先からの依頼状及び本人の承諾書の写しを提出することにより兼業の申請をすることができる。

(1) 1日限りの場合

(2) 2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合

2 前項の日数の算定は、従事する日の連続・不連続にかかわらず、予め従事する日が特定され、当該業務の内容に継続性が認められる場合は、従事する日のすべてを合算するものとする。

3 第1項に該当する場合であっても、長期間継続する任期を有する職を兼ねるときには、前条の規定により兼業の申請をしなければならない。

(営利企業の役員兼業及び自営の兼業以外の兼業の許可基準)

第9条 営利企業の役員兼業及び自営の兼業以外の兼業は、第3条第1項各号に掲げる基本原則に適合すると認めるときは、これを許可するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、原則としてこれを許可しないものとする。

(1) 機構以外の営利企業等において常勤の職を兼ねる場合

(2) 営利企業の事業に直接関与する場合

(3) 医療法人、社会福祉法人、学校法人及び公益法人等、営利企業以外の事業においてその職責が重大な役職に就く場合

(許可する期間)

第10条 兼業を許可する期間は、営利企業の役員兼業については、その役員等の任期等を考慮して定める期間、その他の兼業については5年を限度とする。

2 前項の兼業の期間は、許可を得て更新することができる。

(許可の取消し)

第11条 理事長は、第3条第2項の規定に基づき許可した兼業が、同条第1項各号に

掲げる基本原則に適合しなくなると認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(時間外の原則)

第12条 兼業は、原則として勤務時間外に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる兼業で旅費等実費の範囲を超えて報酬を受領しないときに限り、職務として勤務時間内に従事する許可を得ることができる。

(1) 国，地方公共団体，独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人，地方独立行政法人又は公立大学法人の職を兼ねる場合

(2) 学術研究を目的とする法人等の職を兼ねる場合

(3) その他，国際交流，育英奨学，産学の連携・協力又は特定非営利活動を目的とする法人等の各種委員会等の業務で，公益性が高いと認められる職を兼ねる場合

(免責)

第13条 兼業による事故及び災害については、機構は一切その責任を負わない。

(雑則)

第14条 この細則を実施するに当たって、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年7月1日から施行し、平成29年6月1日から適用する。